

8 配偶者が出産される方へ

[目次へ](#)
[提出書類様式](#)

◎ 全員が提出する書類

区分	書類名	添付書類	備 考	部数	提出期限
互助	1 出産手当金請求書		・ 子一人につき1枚	1	/

○ 該当者が提出する書類

区分	書類名	添付書類	備 考	部数	提出期限
服 務	2 休暇請求・申出・届出書	(1) 出産日が記載された医師又は助産師の証明書または母子健康手帳の出生届済証明書(写し可) ※「育児時間休暇」取得に関わる添付書類	・ 「配偶者の出産休暇」 2日の範囲内で必要と認める期間 ・ 「男性職員の育児参加休暇」 5日の範囲内 ・ 「育児時間休暇」 1日2回それぞれ60分以内の時間 ・ 「看護休暇」 中学校就学前対象5日/人の範囲内(10日が上限)	1	/
	3 特別休暇(育児時間)記録表		・ 育児時間休暇を取得した場合 ・ 承認された期間内で1か月ごと提出する(実績がない場合でも提出する)	1	毎月
給 与	4 扶養親族届	(1) 住民票の写し(世帯全員・続柄記載)又は母子手帳の写し(出生の証明欄が証明されているもの) (2) 請求者の前年分の所得証明書 (3) 配偶者の所得証明書	・ 15日以内に教職員課に必着 ・ 扶養親族の氏名にフリガナを記入 ・ (2)(3)は第1子の場合 ※備考欄に「私が主たる扶養者であり、配偶者は扶養手当を受給しません」と記入する ※児童手当と同時に届け出る場合、住民票及び所得証明書の取得は1部のみで可。扶養手当にはコピーを添付し、児童手当には原本を添付する	1	/
児 童 手 当	5 児童手当認定請求書(新規)	(1) 住民票の写し(世帯全員・続柄記載) (2) 請求者の前年分の所得証明書(児童手当用所得証明書) (3) 配偶者の所得証明書	・ 職員の個人番号(マイナンバー)が分かるものを提出時に持参する(※被扶養者分は所属所では確認しない) ・ (2)は5の新規請求時のみ ・ (3)は5の新規請求時に、受給者の所得証明書上に配偶者控除又は配偶者特別控除の記載がない場合	1	/
	6 児童手当額改定請求書・改定届(増額)			1	/
所 得 税	7 扶養控除等(異動)申告書		・ 必要事項を赤で書き加える ・ 出生児の個人番号(マイナンバー)も書き加える	1	/
共 済	8 被扶養者認定申告書	(1) 組合員等個人番号報告書	・ 被扶養者を認定する場合	1	/
	9-1 受取代理制度の場合 出産費・家族出産費同附加金請求書(受取代理用)	(1) 母子健康手帳の写し	・ 出産費・家族出産費同附加金請求書(受取代理用)と(1)は出産予定日まで2ヶ月以内になった日以降に提出する。 ・ 多胎出産の場合も提出は1部提出	1	/

区分	書類名	添付書類	備 考	部数	提出期限
共済	9-2 直接支払制度の場合 出産費・家族出産費同附加金 請求書	(1) 医療機関等と直接支払制度を利用する旨を合意した文書の写し (2) 出産費用明細書の写し	・(2)は産科医療保障制度に加入している医療機関等での出産の場合は、証明する印があるもの(明細書に押印がない場合は押印のある領収書又は請求書の写しも添付する) ・多胎出産の場合は出産児一人につき1部ずつ提出	1	/
	9-3 直接支払制度を利用しない場合 出産費・家族出産費同附加金 請求書	(1) 医療機関等と直接支払制度を利用しない旨を合意した文書の写し (2) 出産費用明細書の写し	・(1)は直接支払制度を利用しない旨を記載した出産費用明細書の写しでも可 ・(2)は産科医療保障制度に加入している医療機関等での出産の場合は、証明する印があるもの(明細書に押印がない場合は押印のある領収書又は請求書の写しも添付する) ・多胎出産の場合は出産児一人につき1部ずつ提出	1	/

※4～8・・・出生児を職員の扶養に入れる場合に提出する

※9-1～9-3・・・採用している支払い制度が医療機関によって異なるので、
事前に医療機関と相談しておく

○ 配偶者が育児休業を取得するとき

区分	書類名	添付書類	備 考	部数	提出期限
所得税	10扶養控除等(異動)申告書		・提出の有無は当該年の所得額による ・必要事項を朱書で書き加える ・これまで扶養に入っていなかった配偶者を扶養に入れる場合に提出する。	1	/